

缺陷にあるのである。即ち市電正味資産貳億七千萬圓中の八割六分三厘、貳億參千參百萬圓は借金（市電公債）である。而かも右の正味資産中の壹億七千七百萬圓（六割五分七厘）は償却を要する資産なのである。然るに市電財政は上述の如く大部分が借入資本であるが故に、此償却資産を償却する事が出来ない。此場合に於て株式會社なら直ちに減資すべきであるが、市電財政に於ては許されないのである。茲に於て市電は壹億八千萬圓の償却資産を抱へて苦んで居るのである。市電の資本的缺陷とは之を云ふのである。

市電當局が此資本的缺陷を従業員の減給整理に依つて、其財源を求めんとする事は市電當局の財政的机上論に基くものであつて一を知つて二を知らざるの筆法と云ふべきである。然り、資本的缺陷は資本的整理に、經營的缺陷は經營的整理に求むべきは、企業經營の根本的原則である。然るに市電當局が此原則を無視して、資本的缺陷を經營的整理に求めんとする如きは、正に財政整理に對する無能を如實に暴露せるものと云ふべきである。

然らば市電財政の整理案如何と云ふに、市電の資本的缺陷を東京市に移管して、市電の資産整理を斷行すれば宜しいのである。

東京市は之等の市關係事業の資本的缺陷を總合して、市財政的缺陷の總額を定めて後、東京市財政の根本的建直しを策すべきである。

市電財政の建直しは市電獨自にこの市當局の見解は餘りに認識不足に過ぐるものであつて、市電財政は當初より破綻すべく基礎付けられて居る事を知らねばならない。

今日の市電當局の考へ方を以てすれば、市電従業員は最後は無給奉仕を強制さるゝに至るべく、而かも市電財政の建直しの如き斷じて望み得ぬ事である。

東京市當局は冗らぬ爭議に時日を費し、東京市民に多大の迷惑を及ぼすのみならず、壹萬貳千の従業員を路頭に迷はする如き頑迷の態度を持つるを排し、先づ今回の整理案を撤廢し、従業員を全部復職せしめ以て、市民に自己の不明を謝すべきである。然らざれば遂には收拾し難き事態を惹起せしむべく、宜しく反省すべきである。茲に東京市當局將來の爲めを思ひ警告する次第である。終りに、市電従業員諸君がよく自制して事に當られ以て、市民の信頼に答へられん事を祈つて擱筆する次第である。

昭和九年九月九日

澁谷區美竹町十三番地

大日本憂國青年同盟本部

電話 青山二九四七番